（財務省令への委任）

第六条　この政令に定めるもののほか、法第八条第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二十九号

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十項及び第十一項を削る。

第三条中「附則第五十二条第十五項」を「附則第五十二条第十四項」に改める。

（たばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第十三項及び第十四項を削る。

附則第六条中「附則第五十一条第十五項」を「附則第五十一条第十四項」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三十号

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百三十九条の十第一項の改正規定中「改め」を「「金額に、」を「金額に」に、「をいう」を「から同項第一号イに掲げる金額に百分の十・四を乗じて計算した金額を控除した金額をいう」に改め、同条第二項第二号ロの改正規定中「に」を「に改め」に、「を「（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項」を「の下に「」に、「に改める」を「を加える」に改める。

第一条のうち法人税法施行令第百四十二条第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削る。

第一条のうち、法人税法施行令第百四十二条の二第八項第一号の改正規定中「「同条第十一項」を「同条第十項」に」を削り、同項第三号の改正規定中「「同条第十項」を「同条第九項」に」を削る。

第二条のうち地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第三条第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第三条のうち租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）目次の改正規定中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第一条の二第三項の表法第四十二条の四第二項の項の改正規定中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項第一号ロ」に改め、「当該法人が通算法人である場合には、」を削り、「もの」を「場合における通算法人」に改め、同表法第六十八条の九第二項の項から法第六十八条の九十七第一号の項までの改正規定中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項第一号ロ」に改め、同改正規定のうち、同表第二十七条の四第一項の項中「もの」を「該当するもの」に改め、同表第二十七条の四第十七項の項中「第二十七条の四第十七項」を「第二十七条の四第二十五項」に改め、同表第二十七条の四第十七項第三号の項中「第二十七条の四第十七項第三号」を「第二十七条の四第二十五項第三号」に改め、同改正規定中同表第二十七条の六第一項の項を次のように改める。

第二十八条の九第十項	法人（	法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人及び
	又は出資金	若しくは出資金
	法人に	法人又は同法第四条の三に規定する受託法人に

第三条中租税特別措置法施行令第一条の二第三項の表第二十七条の四第十二項、第二十七条の六第一項及び第二十八条の九第十三項の項を改め、同項の前に次のように加える改正規定及び同表第三十九条の三十九第十一項、第三十九条の四十一第一項及び第三十九条の五十六第三項の項から第三十九条の九十五第一項の項までを削る改正規定を次のように改める。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第二十一項及び第二十八条の九第十項の項を削り、同表第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号及び第十九項第一号及び第二十一項第一号の項中「五百万円（当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）」を「該当する法人」に、「二千万円」を「該当する法人及び法人税法第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が同条に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）」に改め、同表第三十九条の三十九第二十項及び第三十九条の五十六第三項の項から第三十九条の九十五第一項の項までを削る。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第五条の三第十項第三号イの改正規定中「第五条の三第十項第三号イ」を「第五条の三第十一項第三号イ」に改め、同項第八号の改正規定中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。